

## 平成29年関川村議会12月(第7回)臨時会議会議録(第2号)

### ○議事日程

平成29年12月6日(水曜日) 午後3時 開議

- 第 1 議案第52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 2 議案第53号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第55号 平成29年度関川村一般会計補正予算(第6号)
- 第 4 行政報告
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 2 議案第53号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第55号 平成29年度関川村一般会計補正予算(第6号)
- 第 4 行政報告
- 

### ○出席議員(10名)

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君		
9番	伝	信	男	君	10番	平	田	広	君			

---

### ○欠席議員(なし)

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君		
副	村	長	佐	藤	忠	良	君	
教	育	長	佐	藤	修	一	君	
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君

稅務會計課長	田	村	久美子	君
住民福祉課長	中	束	正子	君
農林觀光課長	伊	藤	隆	君
建設環境課長	高	橋	賢吉	君
教育課長	稻	家	誠	君
總務課參事	野	本	誠	君
住民福祉課參事	伊	藤	和義	君
農林觀光課參事	板	越	昌生	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	充	代
主任	石	山	洋	介

午後3時00分 開 議

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1、議案第52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第2、議案第53号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第3、議案第55号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第6号）

○議長（近 良平君） 日程第1、議案第52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから日程第3、議案第55号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第6号）まで、以上3件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長、伝 信男さん。

○産業建設常任委員長（伝 信男君） 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成29年度関川村一般会計補正予算(第6号)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4、行政報告

○議長(近 良平君) 日程第4、村長から行政報告について申し出がありました。これを許します。村長。

○村長(平田大六君) 行政報告の時間をいただき、まことにありがとうございます。

11月9日の臨時議会の行政報告で木質バイオマス事業につきましての今後の方針と対応をこの議会で報告すると申し上げておりましたので、最新の情報を含めまして整理いたし、ご説明いたします。

これまでも数を重ねてこの事業の導入の趣旨を説明してまいりましたが、少子高齢化や人口減少も相まって村の主要な歳入である村税や地方交付税が減少の一途をたどっておりまして、厳しい財政環境にあることは議員の皆様もご承知のとおりであります。このままでは現存する公共施設の維持、そして行政サービスの維持が困難になることは明らかであります。そのための対策といたしまして、木質バイオマス発電事業は雇用の確保や林業の振興とともに歳入の増加を目指すのも大きな目的の一つであります。導入時に提案者からの説明は当時の議員の皆さんと一緒に聞いて取り組むことといたしましたが、その後、変化する情報なども随時議会の皆様方にお伝えして今日を迎えているところであります。

当初は、ガス化システムでの導入を目指しまして、村の事業として取り組むことで資金や機械などにつきまして調査を開始しました。その後、村が第三セクターを設立して事業を実施することになりましたが、資金を全く持たない株式会社パワープラント関川でありまして、最初の計画策定、委託経費等運営費の財源といたしまして3,000万円を貸し付け取り組んだところであります。

しかし、一部システムに見込みとの違いが生じまして、村としての取り組みを断念する方向でありましたが、アメリカの業者からそれ以前にかかった経費を含めまして事業資金を全額持つので日本での事業を展開したいという申し入れがありました。そこで企業誘致のものであるとのことから、それを受け入れております。株式会社パワープラント関川の永井社長は、数回渡米いたしまして、話し合いをまとめてきておりますが、現在も日々情報交換をしておりますものの、現実に送金がなく、今日に至っております。

この事業の行く末に多くの村民の皆さんにご心配をおかけしていることも十分理解しております、申しわけなく思っているところであります。このことに関しまして、一部の方から村の監査委員に対し、住民監査請求があり、そして現在では関川村長を被告とする住民訴訟へと進み裁判が継続され、その対応に努めているところであります。今申し上げておりますことやこれから申し上げますことも全てその裁判にかかわっておりますので、それらを考慮して考えを申し上げます。

この時点での対応には幾つかあると思います。

1つは、事業を断念し清算に入ることであります。断念する場合は、これまで国や県、そして多くの関係機関、団体、会社にかかわりをお願いしてきておりまして、それをどのように収束するか、そしてそれが関川村の将来にどのような影響があるのかという問題があります。また、株式会社パワープラント関川への貸付金、出資金のほか、資産が全くない株式会社パワープラント関川、さらに村以外から借り入れている資金の問題もあります。

また1つは、株式会社パワープラント関川が事業を継続することです。アメリカ側が関川村を初めとして日本に進出しようという意欲は、現在も全く変わっておりませんで、日々永井社長とのやりとりがありまして、その情報は随時村にも伝えられております。いずれにいたしましても、

事業主体は株式会社パワープラント関川でありまして、お願いしてあります永井社長の意向も確認しながら対応していく必要がございます。

なお、これまでも関川村では企業誘致の経験が幾つかありますが、1つの会社を誘致するために1億数千万円を村の財源から支出した経緯もございます。企業誘致には時間と資金が伴うことは既に経験いたしてきているところでもあります。

さて、私の任期満了まであと半月であります。残された期間はまことに少ないのでありますが、次の村長への負担を極力少なくしたいという思いでいっぱいあります。まずは一時も早く送金してもらおうようにとアメリカ側にパワープラント関川を通じまして働きをかけること。次に、送金があったら速やかに関川村への3,000万円を返済すること。そして、できるだけ早くアメリカから来日してもらい、詳細の詰めをすること。そして、関係機関、会社などには関川村の信用を損なわないように詳細に説明いたしまして協力をお願いすること。このようなことを推進したいと思っております。議会の皆様には事業の趣旨、そして村の将来をご理解いただきましてご支援・ご協力をお願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。今、村長からこの事業の発端、初めからずっと説明ありましたが、今まで議会で我々いろんな形で質問させていただきました。それからまた、村長からも行政報告等でいろいろ何回か説明がありました。今回、説明あったのとほとんど変わっていません。ということは、我々が質問している、議員として質問している、それから答弁者、村長からいろんな答弁をさせていただいたり、行政報告なりで説明してもらったんですけども、今の話したとおり、一向に進展がない、その中でこの事業が本当に村として企業誘致、それから先ほど村長の説明にもありましたこれは第三セクターパワープラント関川がやっているんだから余り村は関与しないような話ですけども、裁判の話するとちょっと悪いんですけども、いろいろな形で訴訟が始まってから我々要望しているのが出てこなかった書類が出てきています。その中を見ると、ほとんど村がかかわっている村長が役員だったり立会人だったりということで全部そういうふうな形でかかわっています。ということは、やっぱりこれはこの事業は第三セクターに任せてある事業だからということで多分村そのものはもう逃げるわけにはいかない。もう村が主体となってやっている事業だと私は理解しております。そういうことで、村長あと半月しかない任期中、努力をしますと、そういう話、今ありましたけれども、どういう努力をするのか、ある程度次期村長に引き継ぐのをなるべく軽減したいと、そういうふうな説明もありました。そういうこと具体的にもうちょっと我々にわかりやすく説明していただきたい。それから今までずっと発足以来パワープラント関川の永井社長も一生懸命村のことを考えてやってきているんだと、それは我々も理解しております。永井社長もやっぱりある程度生活もかかっ

ていると思います。その中で永井社長と村がどういう約束を交わして、そして今パワープラント関川の社長をやってもらっているのか、その辺ももし差し支えなければぜひ聞きたいなど。

それから、この事業が誰に聞けば本当のことわかるのかと。その辺も我々はちょっと疑問に思っているところですし、それから、一番基本的にあるのは、村そのものがこの事業を始める前に取り引きしている、FUGENになりましたけれども、当時パイロライザー・ジャパン社、そこと取り引きする前に全然検証もしない、機械の検証したけれどもだめだ、それから今変わってスターリングエンジン方式のエンジンになったと、それは企業誘致の形で来るんだということで、何の村として検証もしていない中で取り組んだのが現在に至っているんじゃないかなと、そういうふうな感じがします。そういうことで、本当に村長任期あと半月、短い中でどういうことを次期村長に引き継ぐか、軽減して引き継ぐか、その辺、はっきりした部分を説明していただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まず、ご質問の第1点でありますけれども、村長の任期後どのようにこれをもっていくのかということでございます。それは私どもが今直面しているこの状況をまず次期の人に詳しく説明をしなければならぬと思っております。次に、今抱えております問題点、その辺のところも説明してまいりたい、しなければならぬ、このように考えております。

また、第2番目のご質問であります、永井社長とどのような約束をしたのかということでもありますけれども、このパワープラント関川を立ち上げて、この事業のアメリカの指示を受けて国内でのこの事業をやっていただきたい、そういうことでお願いをいたしております。

次に、誰に聞けば詳しいことがわかるのかということでもありますけれども、このアメリカとのやりとりにつきましては、一番詳細に知っておりますのは永井社長であります。また、この事業の基本的なことから現在当面している問題まで詳しく知っておりますのは村長以下、これを担当している村の職員などでありまして、外部の方々ではこのことを私よりも詳しく知っている、そういう方がおられません。お答えにならないかもしれませんが、とりあえずそのようにお答えをさせていただきます。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） 余りよくわからないような答弁だったんですけども、これ以上、私が質問しているいろいろな私が抱えている疑問に対して今質問しても多分同じ返事しか返ってこないだろうなと、そういうふうに思って、次の質問やめますけれども、村長あと半月の間にできれば次期村長になるべく今の我々議員、それから村民が持っている疑問、また心配を軽減して引き継いでいただきたいと、そういうふうに考えておりますので、ぜひ努力して頑張ってくださいと、そういうふうに思います。

次の質問はもう終わります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま伝議員がおっしゃいました次期の村長に詳細に説明をせよというようなご意見でありました。私もそのことについては、同感でありますし、正確な情報をお伝えして、目的に対して進んでいきたいと期待いたしているところであります。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） お伺いします。先ほど伝議員からの質問と重複する部分もあるかもしれませんが、先ほど冒頭村長からご説明いただいた内容は、伝議員おっしゃったように今までの経過を説明されたということで、新しい動き等は含んでいないというふうに認識いたしました。

それで、今日この日を迎えるに当たりまして、私ども議員としましては、先ほど村長からもお話ありましたけれども、断念するという選択肢とそれから新しい村長に引き継いで継続するという2つのこと、2つの選択肢になろうかと思えます。それで、再度お聞きしますけれども、これまで何回か入金の可能性が高いと言われた時期がございまして、はっきり数は覚えておりませんが、10回に近いぐらいの回数期待しながら反故にされたという経緯があったと思えます。そして、私ども3月の議会でやはり早く判断をして今後の道筋といたしますか、出直すのであれば早く判断をすべきという考えのもと村長に対しまして9月をもって継続するかどうかの判断をしていただきたいという決議をしたわけですが、時期は過ぎまして、とうとうあと半月ですか、村長任期迫っております。先ほど事業を中断する場合は多くの関係機関とのかかわりがあるから大変だというお話がありましたが、その意味からもやはり早く撤退を決断して、村長さんの任期のうちにやはりそういう多くの機関の方々に対して撤退の手續等をとっていただいて村長さんの任期を迎えていただくかたかったというのが我々議員の中の有志の考えでございました。

お聞きしたいのは、先ほど言いましたように、何回も可能性が高いと、入金の可能性が高いという時期が示されたにもかかわらず今日に至っている現状の中で、平田村長は現在何を信頼してといえますか、誰を信頼して、あるいはどういうことを根拠にして必ずお金は入金されるんだということをおっしゃるのか、そこをもう一度明確にさせていただきたいと思えます。それを聞かなければやはり村民は納得できませんし、我々も同様ですし、相手は海外なわけですし、先ほど企業誘致のお話ございましたが、国内で企業誘致をする場合とは今回の事例は大きく違っております。今まで経験したことのないことをやっているわけですし、我々もそうですが、行政サイドも恐らく未知の部分がたくさんあるかと思えます。確かに民間企業誘致するときは1億以上の金を使ったのかもしれませんが、それと同列にするのはふさわしくないのではないかと感じておりますし、なお、村長は今現在、何を根拠に、何を信頼して、誰を信頼して継続されるというふうに判断したのか、明確にお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま伊藤議員がおっしゃいましたことは、私も意味はよくわかります。何を根拠に断念しないのかということではありますが、先ほども申し上げましたように、この事業を進めるというアメリカ側の意思が継続している、これが一番大きな原因であります。アメリカ側がこれを引き上げる、あるいは断念するというような、そういうものでなくて、今、資金を送金する、このことについて大変努力を今続けている。そのことが今これを進めていきたいという私の大きな根拠になっているところであります。その情報は先ほども申し上げましたように、ほとんど連日永井社長を通じまして私どものところに参っているところであります。それが唯一の根拠でありますので、ご理解をくださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 今のご答弁を要約しますと、永井社長とのやりとりの中でアメリカ側が誠意をもって送金に向けて準備しているというふうにお聞きしましたが、そうしますと村長が米国企業の熱意といいますか、事業に取り組む姿勢を感じられるのは、永井社長とのやりとりの中でのみなんでしょうか。それとも何か英文で文書が来て、村長がそれを直に見て、あるいは誰か通訳を介して向こうの幹部の方とやりとりをして、この人が言うのであれば間違いのないというようなもの、そういうものを担保にされて意思を決定されているのか、再度お聞きいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） そのやりとりの中身は通信で英文で参っております。英文とその翻訳等を両方を私は見ております。以上です。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） それでは、村長はその英文での文書等から米国側の意思を確実といいますか、信用できるものというふうに見ているというふう理解させていただきたいと思っておりますけれども、それではもう一回お聞きしますけれども、これまで数回入金の可能性を過ぎしてといいますか、あったわけですが、村長はもう半月で交代されるわけですが、その非常に難しい案件だとはおっしゃいますけれども、それではいつまでこれは待つべきだと思われませんか。確かに事業主体はパワープラント関川ですが、先ほど伝議員からも説明あったように、これは関川村の村民が大きく関心を持ってパワープラントの事業とはいえ、もう関川村の事業と同列に考えて心配しているわけですし、報道機関も幾度となく取り上げてこの問題を皆さんに周知していただいております。非常に三セクに任せたからということではなく、やはり村の大きな事業なんだということも前提に我々も考えているわけですし、このまま次の村長にバトンタッチしたとして、果たしていつまで待てばよろしいのでしょうか。そのことでもしお考えがあればお聞かせ願いたいと思っておりますし、それが果たして今後の関川村のためになる時期設定なのかということも含めてご答弁をお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まず送金の期日でありますけれども、現在の段階ではいつまでとは決めておりません。早急という大変漠然とした表現でありますけれども、現在はそういうふうになっております。こちらからも早急に永井社長から送ってほしいという連絡は向こうのほうにも行ってありますけれども、いつまでという期限を切った、そういう請求の方法はしていないと思います。したがって、いつまでというきちんとした期日で今日はお約束できない、そういう状況でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 5番、鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 5番、鈴木万寿夫です。今まで資金が来ればこの事業が早急に進展するというようなふうに聞いてきましたけれども、これは資金が来たらまずは3,000万円の貸付金を村に返すと、残った金で果たしてこの事業が成り立つのかどうかの事前調査をしなければならない。そういう調査費だとかなんとかいろいろかかるわけですが、それをやって初めてこれが本当にできる事業なのか、採算がとれる事業なのかというのが初めて判断できるんじゃないでしょうか。それなのに、そういうような調査もしないまま、何十億というような大金をアメリカから融資を受けて、それがもし途中でこれができない事業だとかわかって、または完成したけれども所望の出力を得られなかったといった場合には、補償はどこに、H S S E社が補償するということなのでしょう。その辺がどうも不明なんですけれども、その辺はつきり教えていただきたいんですが。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 冒頭で申し上げましたように、この事業の主体はアメリカの企業であります。したがって、3,000万円を送ってきて、村へ返せばそれでよいというものではございません。3,000万円は一部のものでありまして、当然これから始まる事業の展開にそれを使っていかなければならない、そういう金でありまして、アメリカ、これは私の考えでありますけれども、アメリカ側が3,000万円を送ってきてそれで終わりというふうには考えていないと思います。

また、事業の展開でありますけれども、永井社長の頭の中には送金が達成したら次にどういうことを手がけて準備を進めていくかというのは永井社長の頭の中に入っていると思われまして。そのようなことで、事業の主体、それは先ほどもお話しましたように、この関川村を場所として展開すると、関川村の事業が状況を見まして日本国内にさらに展開したいという、そのような意向を承っております。以上です。

○議長（近 良平君） 5番、鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 鈴木です。この資金の返済計画というのはどういうふうになっているのでしょうか。これは現在、事業をやる上での条件整備がまだできていない状況ですよね。いつできるのか、これも先が全く見えないような、国の制度も変わりまして、いろいろ問題があるわけですよ

ね。それをクリアしないことにはできないんですけども、これをクリアするのがいつごろになるのか、それはクリアできるのか、また50億円もの資金の返済はいつの時点から返すのか、どれぐらいの利率で返すのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その返済でありますけれども、パワープラント関川に村が貸しておりますのは3,000万円であります。そのほかにこの会社が借りている金もあります。それを含めてアメリカのほうでは準備の金ということで承知していると思いますので、それを返す、そういう手順になろうかと思っております。また、先ほども申し上げましたように、パワープラント関川が借りている金だけが送金されるのでありません。そういうのも含めてこれから展開する事業の金が来るのであらうと私は考えております。また、パワープラントで今準備を進めてきたことは、幾つかあります。材の確保、あるいは電力会社の接続など、そういう準備は進めてきているところであります。

○議長（近 良平君） 5番、鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） この事業をやるのはまず第1優先としてやらなければならないのが、住民へのきちんとしたわかりやすい説明だと思んですが、それをなぜできなかったのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

また、この事業本当に成り立つと村長さん、信じているのかどうか。HSSE社とパワープラントとの契約はどうなっているのか。その中にこの事業を中止するような、とめられないような特別な契約が交わされているのではないか。その辺もお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。どうぞ。

○村長（平田大六君） まず、住民の皆さん方への説明でありますけれども、2通りあるかと思えます。1つは、工場を設置している場所の周辺の皆様方のご理解のための説明であります。次に、村民の皆様方、先ほども申し上げましたように、多くの皆様方が疑問を抱かれています部分もあります。そういう皆様方への説明もございます。まず、前の前段の工場の近くの住民の皆さん方への説明は、機械のプラントの性質、あるいはそういうものをきちんと把握しなければどのようなものが発生してくるか、まだわかりませんので、説明をまだできる材料がないということでもあります。また、一般村民のいろいろ疑問に思っておられることの説明でありますけれども、このことにつきましては、たびたび私も申し上げておりますが、事業がまだ進展しておりません。進展しておらない中間報告の段階でありますし、皆さん方にもたびたび説明しておりますように、まだ資金が来ておりません。でありますから、今展開ができません。こういうことだけの情報しか今のところそろっておりませんので、説明する材料が今のところこれ以外にないという状況であります。資金が送られてくればその先どうやってそれを活用しながら事業を展開していくかという、そういう説明は皆さん方に可能であります。先ほども申し上げましたように、その先をどうやってやる手順という、

進めていく手順というのは、永井社長の頭の中に描かれているとっております。以上であります。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。先ほど来、村長の行政報告から、議員さんからの質問に対する答弁からお聞きしておりますが、まず、今、私たち議員を含め、村民が一番懸念されているのが、9月30日をもって返済されるはずの3,000万円が返ってきていない。それに対して行政としては、債務保全管理として督促状を出されていますよね。債務保全管理の督促状を出されているということは、とにかく契約どおり返済をなさいと、パワープラント関川に対してそういった文書での督促をしている。それをやりながら今の村長のお話では期限を設けずに事業を続けたいと。客観的に聞いていると真逆の話をされていると思うんです。村長の気持ちはよくわかるし、この事業をどうしてもやりたいという気持ちもわかるんですけども、やっている行為自体がねじれている感じがしております。まず、その点説明をいただきたいというのが1点と、永井社長がアメリカ側からの入金をすごく信用して待つというのも理解できますし、村長もその説明を聞いて信頼できるものだというのもお話としては理解できます。ただ、これが行政だからできるんだろうなど、例えば民間レベルに考えたときに銀行から融資を受けたいといったとき、必ず代表者の裏づけをとります。もしくは物的担保を要求されます。例えばこの段階にきて、村長督促状は出したけれどもずっと待つというのであればパワープラント関川に対して物的上の確証、もしくは人的上の確証、いわゆる担保請求、もしくは保証人請求はできますか。お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） パワープラント関川に対しての貸付金のことでありますけれども、督促を村長名で永井社長に出しておりますことは、皆様方に報告をいたしましたとおりであります。その返答といたしまして、まだアメリカから資金が送られてこないのも猶予願いたいという文書が来ております。

また、担保につきましては、私ども行政といたしましては、とってはおりません。以上であります。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） 恐らくないんだろうなと思ったし、今質問させていただきました。

23日をもって村長の任期は満了になります。12日の告示で新しい首長を選任する選挙が行われます。新しい村長になったときに今のまま引き継ぐのではやっぱり新しい村長も内容をこれからご説明されて引き継がれてはいくと思うんですけども、そこに引き渡すに当たって今私が申し上げました物的要件、もしくは人的連帯でのそういったものをおつけいただくことはできますかという質問です。お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 行政は基本的に継続するというのが行政の原則でありますので、その引き継ぎの時点での状況を引き継いでいく、こういうことになります。一部分を引退した私が持つてしまうというわけにはいかないと考えております。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） 村長の補償云々という話ではなくて、第三セクターのパワープラントという、いわゆる三セクではありますけれども、村以外の組織になっているわけですよ。そこで代表取締役として永井社長がいらっしゃるわけで、永井社長からは何回もアメリカから間違いなく来ますという話をいただいていますから、永井社長がそれを約束できる証というのを取りつけることは可能かどうかという質問です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） それは約束できる証というのは、先ほども申し上げましたようにほとんど連日のように来ている向こうからの通信文を頼りにしております。

○議長（近 良平君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。先ほど来からの議員それぞれから貸付金の3,000万円の話出ているんですが、村民も今ここにおる議員も皆さん3,000万円にこだわって話をしているんですが、米国からも送られてくるという送金が間違いがないというパワープラント関川の永井社長、これはもう期日が過ぎてしまっているわけですから、平田村長が終わる前に送金が可能だということを示して、どこからでも借りてもとりあえずは任期のうちに返済すべきなんじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま高橋議員のご指摘であります。私が任期の間にどこからか金を工面して返すべきであろうというご意見でありますけれども、そのようなわけにはまいらない。私は思っております。

○議長（近 良平君） 7番。

○7番（高橋正之君） 村長さんがきれいな形で退任されることを我々は願っているわけですし、新しく村長になられる方も借金、言ってみれば抱えたまま継続するか否かは今のところ多分わかっていないと思います。それゆえにきれいな形で清算するのが一番いい形なんではないかなと思うわけですが、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その件につきましては、冒頭で私が申し上げましたように、きれいな状態で引き継ぐように努力を私の任期まで続けさせていただく、このことには変わりありません。

○議長（近 良平君） 6番、高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 6番、高橋です。私も議員になって最初からバイオマス発電事業について、一般質問をずっとしてきたわけですが、ほとんど今の村長の答えから見まして全く新しい事実というのは見当たりません。私、前に一般質問の中で「永井社長をどう思われておりますか」という質問に対しまして、村長は「大変尊敬しております」という回答でございました。そこで、どうでしょうか。私の例えばの話なんですけれども、訴訟を起こされているパワープラントへの貸付金3,000万円についても、村長がそこまで永井社長を信頼しているのであれば、送金あるまで村長みずから例えば退職金とか、自ら立替えをしておいて、そういうことは考えられませんかでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 本来のこの事業の仕組みの中でアメリカから資金が来て、それを返済するということでありますので、村長が立替えして、とりあえずそれを村へ返すというようなことではないと私は考えております。

○議長（近 良平君） 4番、加藤さん。

○4番（加藤和泰君） 4番、加藤です。この数年、議会の中でもバイオマス発電事業に費やしてきた時間が大変長かったのではないかというふうに考えています。一般質問でも恐らく一般質問の中の時間にすると6割ぐらいが私たち議員になってからバイオマス発電事業に対する質問に時間を費やしてきたのではないかというふうに考えております。私もあえて教育問題ですとか、いろんなことに別な質問を投げかけてきたんですが、村民の方からは今こんなときに教育問題の質問して、何でバイオマスの質問しないんだということを言われたこともありました。他の市町村の議員からはバイオマス議会なんていうふうにも言われたりしました。そんな中でこれだけ長い年月をかけて実現しなかった事業について、またこの間ほかの地域でもう既に稼働したバイオマス発電所もあろうかと思えます。ですので、当初、材の確保についても考えていた目論見とは少し変わってきているんじゃないかなというふうに思います。私は新しい事業始めることよりも一歩下がって撤退するというのはものすごい労力がかかることは間違いないと思います。新しい事業を始めるときはもちろん情熱もあると思いますし、夢もあるわけですから、そこから撤退するというのはなかなか勇気のあることなんじゃないかなと思うのですけれども、これまでいろんなお話を聞いてきた中で、私はこのままでは新しく村長になった方が、その詳細な説明を聞いて事業を断念しなければいけないんじゃないかなという懸念があります。できれば平田村長任期中にこれだけ情熱をかけてきたバイオマス発電事業について、何らかの道筋、すなわち私が思うのは、一番最初に村長がおっしゃいました事業断念し清算に入ると大変な労力があるかと思うのですが、そうお考えがありませんでしょうか。

○議長（近 良平君） それはずっとしないと言っているんだけどね。村長。どうぞ。

○村長（平田大六君） 新しい村長にきれいにしてお渡ししたい。そういう気持ちは私も持っており

ます。しかしながら、状況が今のような状況でございますので、先ほども申し上げましたように、最後までその望みを捨てないで、またはその内容を詳しくお話しながらバトンタッチするというところで今考えているところであります。新しい村長といたしましては、行政の長でありまして、ずっとこれを私どもは手がけてきたものでありますから、行政の長としてのいろいろの判断があろうかと思えます。また、これを断念する際のリスクも先ほどいろいろ申し上げました。そういうリスクも考えて決断をしなければならないと思っております。確かに今、加藤議員がおっしゃいましたように、新しい事業に取り組むというのはかなり大変な容易でないことかと思っておりますが、現在これを私がまだ断念しないという一つの大きな理由は、アメリカが今私どものほうへ送金する努力を続けている、このことが大きなこれを継続していきたいという根拠でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤議員、5番、もう一回やる。繰り返しにならないように聞いてね。お願いします。

○4番（加藤和泰君） どうしても今のやり方で進めていきたいのであれば、私は本来であれば、パワープラント関川がしっかりとした事業計画を策定して、そして金融機関と交渉すべきなんじゃないのかなというふうに思いますし、その中で村からの貸付金3,000万円を返済していくべきでないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 当然パワープラント関川としては事業の計画の中にこの3,000万円の返済金というものを計画の中に入れて今後取り組んでいくと、このように私は考えております。かつて先ほど冒頭で申し上げましたように、私どもがドイツ由来の発電装置を導入しようとしていたときに、永井社長はそれを収支バランスなどいろいろと計算しながら、それを私どもも拝見したことがございますので、今後資金が来れば今度は運営会社、運営する会社としてそういうものは返済金も含めて組み立てるものであろうと考えております。

○議長（近 良平君） 4番。

○4番（加藤和泰君） そうしますと、村長のお考えとしては今、関川村で進めるバイオマス発電事業につきましては、いわゆる民間の金融機関からは借り入れはできない事業なんだという認識でしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 現在のところはそれを考えておりません。これが順調に進めばまたかつて申し上げましたように、この今の600万円の資本金でありますけれども、またその会社に投資していただける方を募る方法もあろうかと思っております。

○議長（近 良平君） 2番議員、5番議員、4回目ですけれども、繰り返しにならないように。も

う一度どうぞ。2番。

○2番（伊藤敏哉君） 当バイオマス事業につきましては、平田村長がみずから手がけられた事業であります。村の課題としてはスキー場の今後のこと、あるいは畜産団地の今後のこと、いろいろ課題はございますけれども、それらは前の平田村長の前の村長からの課題であります。しかし、このバイオマス事業につきましては、村長がみずから手がけられるということで進めた事業であります。先ほど来、同僚議員が質問しておりますけれども、村の公金を融資しているわけですし、返済のめども今のところたっておりません。それで、その返済の対応についても先ほど小澤議員からも質問ありましたけれども、村長がみずから手がけられた事業で、そして融資をして、それでお金が返ってこない。その返ってこない方策、例えば今裁判で係争されているということですので、今後その返済についての方法を提示するなり、この事業を手がけて今現在何ら進捗がないということに対しての責任ですね。私11月9日にも質問しましたけれども、明らかにやはり予定どおりに進んでいない事業なわけですので、もう既に開業の年度なども以前村長さんから説明あったんですが。大分前に経過しております。間もなく退任される現在に至っても何ら進捗がないことにつきましては、やはり村の最高責任者である村長が何らかの方法で村民に責任のとり方、それを説明しなければ村民は納得できないのではないのでしょうか。その責任のとり方として、先ほど高橋忠夫議員が質問しましたお金の返済の方法ですとか、あるいは期限を設定していつまでという設定をしてそれで入ってこなかった場合はこういう方法を考えていますというようなものを示されてから新しい村長に引き継ぐようなことをしないと、やはりトップとしての責任というはじゃあ何なんでしょうということになると思います。その今の村長さんの答弁ですと、それは平田大六村長でなくてもどなたでもとれるような方法であると私は感じております。やはりトップに立たれたわけですので、うまくいかないときはこうしなければいけないねというのは常に持ち合わせるべきもの、それがリーダーだと思いますけれども、そのあたりの決意といたしますか、それをもう一回、わかりやすくお願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 責任というのは、先ほども私が申し上げましたように、任期中にこれを実現するように努力をずっと続けていくこと、これが責任であると思っております。また、本当に責任というのはどういうものであるかということは、これは法律的な問題もあろうかと思っておりますので、ここで具体的にこういうこととかとなかなか申し上げられない、そういうことでないかと私は考えておりますので、責任をとってこうしますとか、そういうことは今は言える段階ではない、このように思っておりますので、ご理解をくださいますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 5番の鈴木さんも4回目ですけれども、繰り返しにならないようお願いいたします。

○5番（鈴木万寿夫君） 村長には第三セクターの管理監督責任があると思いますが、これに関してはどうのように感じているのか。

それと、新エネルギー対策室の担当者はもう5年にもわたりこれにかかわっているわけで、これに関する問題点は十分把握していると思うんですが、それらについて上司に対する意見具申だとか、そういうような何か風通しが悪い面があったんじゃないかという懸念もされるんですけども、そういうことはありませんでしたでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） エネルギー対策室と村長の疎通が十分でないのではないかというようなご質問でありますけれども、先ほども申し上げてきておりますように、日々連絡をとっております。また、現在係争中の裁判の情報もその都度報告を受けておりますので、ほとんどリアルタイムに情報は共有していると私は考えております。

また、現場からもいろいろな具申がその都度来ておりまして、その辺のところも私は尊重をしながらこれに当たっているところであります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） パワープラント関川の監督はできなかつたのかどうかというようなご質問でありますけれども、この点に関しましても法律に決められた範囲で連絡をとりながら意見を交換しているところであります。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

村長及び副村長から退任の挨拶について申し出がありました。これを許可します。

初めに、村長お願いします。村長。

○村長（平田大六君） これで最後の議会になります。また、今回の行政報告でもまだまだ皆さん方に納得できない、そういう部分も私は感じておりますので、短い期間でありますけれども、今後ともこのことについても鋭意努力してまいりたいと考えております。

振り返ってみますと、議会におきましては、大勢の議員の皆様方にお世話さまになりました。数えてみますと、私が2001年の12月に就任いたして以来、三十数人の議員の皆様方にご指導・ご鞭撻をいただいております。その中には若くして他界された議員もおられます。議員の皆様方はその都度私にいろいろとご指導またご鞭撻をいただきました。まさに議会の皆様方のお仕事は月並みな言葉ではありますけれども、車の両輪、そういうことで皆様方が誠心誠意このことに当たっていただきましたことを本当に頼もしく感謝をいたしているところであります。もとより私はこの仕事をいただく前は民間の仕事でありまして、行政の全く経験のない村長でありまして、その点におきましては非常に皆様方にとりまして重荷であったかと思っております。

最初に当面したのは市町村合併のことであります。そのほかに学校の統合とか、あるいは保育園の統合とか、あるいは産業面での取り組みなど、多々ありまして、先ほど申し上げましたように、その都度議員の皆様方にご指導いただき、あるいは方向を示していただいたりしたことがございます。振り返ってみまして厚く感謝を申し上げます。今後とも議会の皆様におかれましては議長を中心といたしまして、この関川村の発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして感謝の言葉にかえさせていただきます。

また、私は任期後は民間の村民の一人でありますけれども、いろいろな場面でまた皆様方とお会いする機会たくさんあるかと思っておりますので、これからもご指導賜りますようお願いを申し上げまして感謝を込めてご挨拶をさせていただきます。長い間ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 次に、副村長をお願いします。

○副村長（佐藤忠良君） ただいまは退任の挨拶をさせていただく時間をいただきまして、大変ありがとうございました。任期1年3カ月残しましてまことにわがままで勝手ではありますが、村長の退任に合わせて辞職をさせていただくことで平田村長のご了解をいただいたところであります。

もとより浅学非才、皆さん方には大変お世話になったこと、本当に心から感謝を申し上げます。

思い起こしますと、私が議会で説明をしたり、いろいろ質疑のお答えをしたりしたのは、企画財政課の実務的な責任者になりました昭和60年からであります。ちょうど40歳のときからであります。以来30年余り、この場所でいろいろ議員の皆様方と議論をさせていただきました。いろいろな課題もたくさんあり、のっぴきならない場面もたくさん経験をさせていただきました。平田村長のもとになる前は鈴木村長時代に、平成9年に3役、52歳のときであります。3役に選任いただきまして、以来20年9カ月、こうして務めさせていただきましたのも議員の皆様を初め、村民の皆様のおかげだと思います。

本日は木質バイオマス、皆さん方初め、村民大変ご心配をされております。私も平田村長のそばにおりまして、何とかこの村を生き延ばす、そしてまたそのための手だては何かということで、真摯に頑張って責任を持って取り組んできた姿は、私は忘れることはできません。ぜひそういったこともご理解いただきまして、お願いしたいと思います。

最後になりますが、老婆心ながら申し上げておきたいと思っております。村長先ほど申し上げましたように、税金、地方交付税は確実に減ります。今の行政を維持していくのは大変なことあります。したがって、議会の皆様方も次の政権にはさまざま質疑をする中でもぜひ対案を出して、村民の皆さん方に期待されるようにこの村を守っていただきたいと思います。今、列席しております課長のほとんどは来年の3月で退職を迎えます。この中で村の行政を維持するというのは大変だなというふうに思います。ぜひこういったことも踏まえて、議会の皆様方が一致団結をして村を守っていただきたいと思います。執行機関と一緒に守っていただきたいと思います。これは村民みんなの期待だと思いま

す。私も退職しましても一村民として地域にいるわけではありますが、穏やかに健康に留意して過ごしたいと思っております。そんなことを総括いたしまして大変長い間半世紀を超えるほどお世話になったことに感謝を申し上げまして、大変ふつつかな副村長でありましたが、退任のご挨拶にさせていただきます。大変長い間ありがとうございました。

---

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後4時28分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員